

太陽光発電設備（太陽光パネル＋架台）に関する 景観法に基づく届出制度のご案内

“太陽光発電施設の設置には、届出が必要となる場合があります”

■届出を要する規模

太陽光発電設備の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合の規模

①一般地区

高さ
10mを超えるもの

または

太陽光パネルの合計面積が
1,000㎡を超えるもの

②沿道景観形成地区

規模に関わらず、原則すべて届出が必要

③重点地区

規模に関わらず、すべて届出が必要

※内宮おはらい町地区においては、
原則設置を認めない（ガイドラインに記載）



■提出書類

○事前相談[1部]

- ・事前相談申出書（様式第4号）
- ・様式第1号（別紙2）
- ・景観形成基準チェックシート
- ・添付資料（現況写真・付近見取図・配置図・カタログ等・フォトモンタージュ・太陽光パネルの総面積がわかる資料）

○届出[2部]

- ・届出書（様式第1号）
- ・様式第1号（別紙2）
- ・景観形成基準チェックシート
- ・委任状（代理申請の場合）
- ・添付資料（現況写真・付近見取図・配置図・カタログ等・フォトモンタージュ・太陽光パネルの総面積がわかる資料）

※様式は、伊勢市ホームページからダウンロードすることができます。

[伊勢市 景観 届出](#) と検索してください。

■太陽光パネルを設置する際には

- ・反射光が周囲の歩行者・居住者等に不快感を与えないよう、パネルの角度や配置を工夫してください。
- ・フェンスや架台の色彩は、周囲の景観と調和させてください。
- ・周囲の歩行者・居住者等に圧迫感・威圧感を与えないように植栽するなどの配慮をしてください。

伊勢市 都市整備部 都市計画課 計画係

電話 : 0596-21-5591 FAX : 050-1704-1924

E-mail : toshikei@city.ise.mie.jp